

東峰村スキルアップ支援事業助成金交付要綱

平成28年東峰村告示第19号

(趣旨)

第1条 この告示は、本村への定住促進と安定した就労、仕事の広がり支援するため、村内に在住する求職者及び就労者並びに学生等が、就職や仕事に役立つ資格又は免許の取得に要する経費の一部に対しこの告示の定めるところにより、予算の範囲内で助成金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「求職者」公共職業安定所を通じた求職活動を行っている者をいう。
- (2) 「就労者」給料又は収入のため現に働いている者をいう。
- (3) 「学生等」高等学校及び大学並びに高等専門学校に在籍している者をいう。

(助成金交付対象者)

第3条 この告示による助成金の交付対象者は、次の各項に該当する者又は事業所とする。ただし、その他補助金等(教育訓練給付金を除く。)の交付を受けた者については、助成金の交付対象外とする。

- 2 求職者が対象となる場合は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 村内に住所を有する者で、引き続き村内に居住する意思のある者
 - (2) 村税を完納している者
 - (3) 公共職業安定所に求職登録をした者
 - (4) 就労のために資格を取得しようとしている者
- 3 就労者が対象となる場合は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 村内に住所を有する者
 - (2) 村税を完納している者
 - (3) 正規雇用者又は非正規雇用者(雇用期間に定めがある者又は労働時間週30時間未満の者をいう。以下同じ。)で、就労の能力向上のため資格を取得しようとする者。ただし、公務員を除く。
- 4 学生等が対象となる場合は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 村内に住所を有する者で、引き続き村内に居住する意思のある者
 - (2) 助成金の交付を受けようとする者が村税を完納していること
 - (3) 就労のために資格を取得しようとしている者
- 5 事業所が対象となる場合は、次の各号のいずれにも該当する事業所とする。

- (1) 村内に本店及び支店（工場等を含む。）を有している事業所
- (2) 村税を完納している事業所
- (3) 同条第3項の各号のいずれにも該当する者を有する事業所

（助成対象資格）

第4条 助成の対象となる資格は、国又は地方公共団体、あるいはそれらの委託を受けた団体が行う試験等により取得する国家資格及び技能検定等で村長が認めた資格（道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条に規定する運転免許のうち、次の各号に掲げるものを除く。以下「資格等」という。）とする。また、教育訓練給付制度において厚生労働大臣が指定する講座又は講座等の終了をもって取得する資格等を含む。

- (1) 中型自動車免許
- (2) 普通自動車免許
- (3) 大型自動二輪免許
- (4) 普通自動二輪免許
- (5) 原動機付自転車免許

（助成対象経費）

第5条 助成の対象となる経費は、次に掲げる経費（教育訓練給付金の支給を満たす者にあつては、第2号に掲げる経費）とする。ただし、年度内で資格等を取得した場合に限る。

- (1) 資格取得に係る受講料（教材費も含む。）
- (2) 資格等の受験料
- (3) 資格等の登録料

（助成金の額）

第6条 助成金の額は、助成対象経費の2分の1以内の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

2 求職者及び非正規雇用者並びに学生等においては、前項の上限は50,000円とし、正規雇用者の場合は、上限25,000円とする。

3 助成金の交付は、1人につき年度内1回を限度とする。事業所においては、年度内3人までとする。

（助成金の交付申請）

第7条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該年度の末日までに、助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、村長に提出しなければならない。ただし、学生等が未成年の場合においては、申請者は保護者とする。

- (1) 身分を証明できるものの写し（運転免許証等）
- (2) 受験等に要した経費を明らかにする書類

- (3) 資格等を取得したことが証明できる書類の写し
 - (4) 納税証明書（村税に未納がない証明書）
 - (5) 求職者が申請する場合は、ハローワークカードの写し
 - (6) 就労者が申請する場合は、勤務している事業所に係る雇用契約書又は労働条件通知書の写し等雇用状況が確認できるもの
 - (7) 事業所が申請する場合は、対象となる就労者の雇用契約書又は労働条件通知書の写し等雇用状況が確認できるもの
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類
- 2 助成金の交付申請に係る受付は、当該年度の予算を超過した場合は、受付を終了する。

（助成金の交付決定）

第8条 村長は、前条の助成金交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査した上で30日以内に助成金交付の可否について決定し、申請者に対し助成金を交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（助成金の請求）

第9条 助成金の交付の決定を受けた者は、当該通知を受けた後、速やかに助成金交付請求書（様式第3号）を村長に提出するものとする。

- 2 村長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（助成金の返還）

第10条 村長は、虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付を受けた者があると認められるときは、交付した助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

【求職者・就労者・学生等申請用】

年 月 日

東 峰 村 長 あて

住 所 朝倉郡東峰村大字 番地
氏 名 ⑩
電話番号

年度東峰村スキルアップ支援事業助成金交付申請書

年度において、東峰村スキルアップ支援事業助成金を交付されるよう、東峰村スキルアップ支援事業助成金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添付して申請します。

記

1. 対象者区分	<input type="checkbox"/> 求職者 <input type="checkbox"/> 正規雇用者 <input type="checkbox"/> 非正規雇用者 <input type="checkbox"/> 学生等
2. 取得資格名	[資格の種別] 国家資格 ・ 公的資格 ・ 民間資格
3. 資格取得年月日	年 月 日
4. 資格取得経費	_____ 円
5. 助成金交付申請額	_____ 円 (資格取得に要した経費の2分の1以内の額で、求職者及び非正規雇用者並びに学生等の資格取得の場合は50,000円を上限とし、正規雇用者の資格取得の場合は25,000円を上限とする。)
6. 添付書類	(1) 身分を証明できるものの写し（運転免許証等） (2) 受験等に要した経費を明らかにする書類 (3) 資格等を取得したことが証明できる書類の写し (4) 納税証明書（村税に未納がない証明書） (5) 求職者が申請する場合は、ハローワークカードの写し (6) 正規雇用者及び非正規雇用者が申請する場合は、勤務している事業所に係る雇用契約書又は労働条件通知書の写し等雇用状況が確認できるもの

様式第1号（第7条関係）

【事業所申請用】

年 月 日

東 峰 村 長 あて

住 所

事業所名

代表者名

⑨

電話番号

年度東峰村スキルアップ支援事業助成金交付申請書

年度において、東峰村スキルアップ支援事業助成金を交付されるよう、東峰村スキルアップ支援事業助成金要綱第7条の規定により、関係書類を添付して申請します。

記

	記			
	対象者 1	対象者 2	対象者 3	
1. 対象者詳細	氏 名			
	住 所			
	雇用状況	<input type="checkbox"/> 正規雇用者 <input type="checkbox"/> 非正規雇用者	<input type="checkbox"/> 正規雇用者 <input type="checkbox"/> 非正規雇用者	<input type="checkbox"/> 正規雇用者 <input type="checkbox"/> 非正規雇用者
	取得資格名			
	資格の種別	国家資格・公的資格・民間資格	国家資格・公的資格・民間資格	国家資格・公的資格・民間資格
	資格取得年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	資格取得経費	円	円	円
	2. 助成金交付申請額	円 （資格取得に要した経費の2分の1以内の額で、1人あたり非正規雇用者の資格取得の場合は50,000円を上限とし、正規雇用者の資格取得の場合は25,000円を上限とする。）		
3. 添付書類	(1) 対象者の身分を証明できるものの写し（運転免許証等） (2) 受験等に要した経費を明らかにする書類 (3) 資格等を取得したことが証明できる書類の写し (4) 事業所及び該当者の納税証明書（村税に未納がない証明書） (5) 就労者の雇用契約書又は労働条件通知書の写し等雇用関係が確認できるもの			

様式第2号（第8条関係）

年 月 日

住 所
氏名又は事業所名・代表者名 殿

東峰村長 ⑩

年度東峰村スキルアップ支援事業助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった東峰村スキルアップ支援事業助成金については、東峰村スキルアップ支援事業助成金要綱第8条の規定により、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1. 助成金対象経費 円
助成金の額 円（助成金交付予定額）

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

東 峰 村 長 あて

住所

氏名又は事業所名・代表者名

㊟

電話番号

年度東峰村スキルアップ支援事業助成金交付請求書

年 月 日付第 号で交付決定のあった、東峰村スキルアップ支援事業助成金について、東峰村スキルアップ支援事業助成金交付要綱第9条の規定より下記のとおり請求します。

記

1. 請求金額 _____ 円

2. 振込先

金融機関名	銀行 農協 信用組合	支店 本店
口座種別	普通・当座（どちらかに○を付けて下さい。）	
口座番号		
口座名義 (ふりがな)		

※ 振込口座が分かる通帳のコピーを添付して下さい。